

週報

三月二十七日號

第一八〇號

昭和十五年十月一日發
昭和十五年三月二十七日發

（郵便物認可）

（每週一回水曜日發行）



五錢

新國民政府の誕生

——中央政治會議の經過——

滿洲國軍の現況

時局下の農家副業

報國號飛行機の獻納

ソ芬講和成る

——戰時統制物資講座（II）——

農林水産業用資材（上）

特別寄稿 二千六百年史抄（八）

内閣情報部參與 菊池 寛

露光量違いにより重複撮影

支那新中央政府成立

東亞新秩序建設の基
本原則、善隣友好、共
國防共、經濟提携こ
こに具體化せんとす

(寫眞は南京市街の雜沓)

週報

(三月十六日)

内閣情報部編輯

新國民政府の誕生

中央政府の誕生

時局下の農林副業

農林省の業務

農林省の業務

農林省の業務

農林省の業務

農林省の業務

農林省の業務

農林省の業務

農林省の業務

農林省の業務

農林省の業務

農林省の業務

農林省の業務

農林省の業務

農林省の業務

農林省の業務

農林省の業務

農林省の業務

農林省の業務

農林省の業務

農林省の業務

農林省の業務

農林省の業務

農林省の業務

農林省の業務

農林省の業務

農林省の業務

農林省の業務

農林省の業務

農林省の業務

農林省の業務

農林省の業務

農林省の業務

農林省の業務

農林省の業務

農林省の業務

農林省の業務

三月十六日(土)
三月十七日(日)
三月十八日(月)
三月十九日(火)
三月二十日(水)
三月二十一日(木)
三月二十二日(金)
三月二十三日(土)
三月二十四日(日)
三月二十五日(月)
三月二十六日(火)
三月二十七日(水)
三月二十八日(木)
三月二十九日(金)
三月三十日(土)
三月三十一日(日)

露光量違いにより重複撮影



(写真は南京市の風景)

支那新中

東亞

週報

(第一八〇號)
(三月二十七日)

内閣情報部編輯

新國民政府の誕生

中央政治會議の経過

内閣情報部：二

時局下の農家副業

農林省：六

戦時禁制品の流通

(一)

農林水産業用資材

農林省：三

満洲國軍の現況

陸軍省情報部：二

報國號飛行機の墜落

海軍省海軍軍務部：六

ソネ講和成る

外務省情報部：七

紀元二千六百年史抄 (一八)

内閣情報部 菊池 寛：三

三月十六日(土)

▽竹田宮大妃殿下御喪儀

▽支那新中央政府への特派大使阿部

信行大將に内定

▽日本郵船船伏見丸

シンガポールで英官憲の臨検を受く

三月十七日(日)

▽衆議院、税制改正案修正可決

三月十八日(月)

▽西尾捕司令官、軍管理の鎮山、工場、事業場等を支那側に返還する旨聲明

三月十九日(火)

▽日亜貿易局解散成立に關し外務省情報部長談話發表

三月十九日(火)

▽獨逸國境フレンネルで會談

三月十九日(火)

▽中央物價委員、金屬品、食糧品、化學工業品等の公定價格を議決

決定

三月二十日(水)

▽中央政治會議南京に開催

支那新中央政府の名稱、首都、國旗成立時期等發表さる

▽獨逸軍需省新設を發表

三月二十一日(木)

▽佛内閣總辭職

三月二十一日(木)

▽春季皇靈祭

▽社會大衆黨首安部磯雄氏離黨

▽農林省配合肥料價格指定

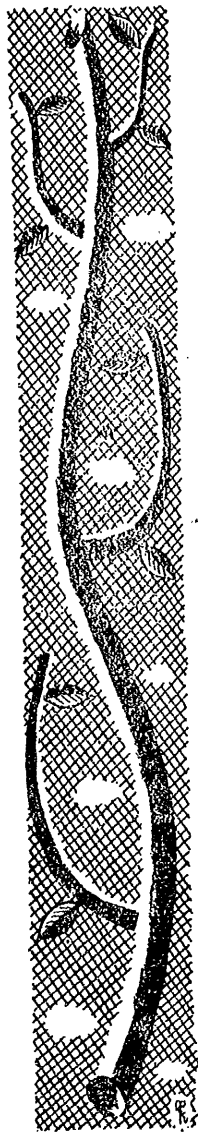
▽中央政治會議第二日、國民政府政綱案、中央政府組織系統案等を議決

三月二十二日(金)

▽レイノール佛内閣成立

三月二十二日(金)

▽中央政治會議第三日、華北政務委員會組織條例、國民大會召集及び憲政實施に關する件、重慶政府對策及び中央政府の人事を議決



新國民政府の誕生

— 中央政治會議の經過 —

内閣情報部

待望の支那新中央政府はいよいよ来る三月三十日、成立することになった。その性格、機構、陣容等はどうか、三月二十日から三日間に亘つて開かれた中央政治會議の經過を追つて、汪側の發表に基づき、簡単に紹介することにしよう。

中央政治會議開く

支那新中央政府の樹立を決定する歴史的中央政治會議

は、三月二十日午前十時から南京中山北路の會場國際聯歡社に於て開會された。會場には主席汪精衛氏以下、「中央政治會議要綱」に基づいて招聘された中央政治會議

委員、

國民黨(十名) 陳公博、褚民誼、周佛海、梅思平、林伯生、
丁默邨、劉郁斐、葉楚傖、李士群、曾醒、
臨時政府(五名) 王克敏、王揖唐、朱深、齊燮元、殷同、
維新政府(五名) 梁鴻志、溫宗堯、陳群、任援道、高冠吾、
國家社會黨(二名) 李祖虞、諸青來、
中國青年黨(二名) 趙鐵松、張英華、
蒙古聯合自治政府(二名) 卓特巴札雅、陳玉銘、
無黨無派(四名) 趙正平、楊鐵珊、吳鐵城、趙登岳、

の三十名、眞に新支那建設を背負つて立つ、既成政府及び在野合法政黨、並びに社會上重望ある人士が會同、これにオブザーヴァーとして武漢代表何佩瑤、廣東代表彭東原が加はり、會議の幕はまづ汪主席の開會の辭によつて切つて落された。汪主席は劈頭、

「中央政治會議は和平建國の目的に基づき本日より會議を開始し、この會議中に於て和平の實現、憲政の實施を二大方針とし種々討論並びに決議を爲し、以て完全に會議の目的を貫徹せんことを期す次第である。蓋し日支關係を調整し東亞の安寧

と秩序を確保するものはこれに懸つてゐるのであつて、中華民國の建設を完成し世界に於ける自由平等の地位を獲得する所以のもの、亦これに懸つてゐるのである。こゝに集まられた人は、或ひは中國國民黨の同志で嘗て國民政府に服務し深く時局收拾の重大責任を感じて居られる方であり、或ひは事變以來國脈民命の維持に盡瘁せられ政權を成立された當局であり、或ひは國內に永き歴史を持ち國民參政會に参加された諸政黨の方であり、又或ひは海内賢達にして同愛具眼の士である。茲に一堂に會せられた事は一に共同の理想、共同の抱負を以て相共にこの和平建國の時代的使命を擔はん事を期してゐるのである。この會議中、必らずや克くその豊富なる學識と經驗とによつて綿密の討論と、慎重なる決議をなし、全國同胞の切望せる普遍的和平を迅速に實現せしめ、又多年懸案の儘未解決である憲政問題を確定し迅速に國民をして塗炭の苦しみより救ひ、國本を鞏固ならしめ得ることを深く信する次第である。これ本會議同人の深く努力する所であると共に、以て國民を慰めんことを期する所以である。」

と挨拶を述べ、次いで、議員一同起立して、一年前の三

月二十一日河内の旅舎でテロ團の兇弾に斃れた同志、故
會仲鳴はじめ和平建國運動の犠牲となつた先烈の靈に一
分間の黙禱を捧げ、全員和平建國の實現に邁進すべきを
誓つたのであつた。

かくて議事に入り、(一)中央政治會議組織案、(二)中央
政治會議組織要綱、(三)中央政治會議組織條例、(四)中央政
治會議秘書長、副秘書長及び秘書の選任、(五)秘書長蔣氏副
秘書長陳春圃、羅君強に決定について報告、引續き討論に
移り、左の如く決定し第一日の會議は終了した。

(一) 日支新關係調整方針を如何に決定すべきかの案一
〔右に關する決議〕 汪主席に授權し責任を以て處理
せしむ(全會一致可決)

(二) 中央政府樹立大綱案(決議)(全會一致可決)

(三) 中央政府の名稱及び國旗案(決議) 國民政府は
南京に遷都す、國旗に關しては「和平反共建國」の意
義を宣揚するための見地から暫時標幟を付す。如何
なる方法を用ひるか汪主席に授權し各種の狀況を
斟酌して各地別に之を定む(全會一致可決)

(四) 中央政府成立の時期案(決議) 國民政府は三月
三十日南京に遷都す(全會一致可決)
右の如く、中央政府政治會議第一日に於て、新支那の
中心たるべき

新政府の名稱

を「中華民國國民政府」とし、南
京に遷都し、國旗も「青天白日滿地紅旗」を採用する旨
が明らかにされたのであるが、これは、容共、抗日の重
慶政権は、もはや中華民國の中央政府としての役割を果
してをらず、和平反共建國を標榜する汪精衛を中心とす
る新中央政府こそ、眞に、「中華民國國民政府」の法統を
繼ぐものであることを現實に示したものと注目さ
れる。南京に首都を置くといふことも、元の國民政府の
首都のあつた南京に首都を遷すといふ建前を取つてを
り、三月三十日の南京遷都式典に際しても、汪精衛は、
新政府は法統繼承の原則に基づき、改めて新政府成立の
宣言を發表するものと豫想されてゐる。

新政府の國旗

は、この決議によつて「青天白日滿
地紅旗」を採用し、「和平反共建國」の意義を宣揚するため



中央政治會議第二日の議事
場式
議元した理
由は、こ
れ又新政
府が國民
黨の法統
を繼承
するといふ原則に基づくものであつて、「青天白日滿地
紅旗」は國旗であり、「青天白日旗」は國民黨の黨旗であ

り、且つ軍旗である。「青天白日旗」は青地の中央に十
二の三角形の光芒を持つ太陽を白く染め抜き、「滿地紅
旗」は眞紅地の左肩四分の一に青天白日を染め抜いたも
のである。

第二日の議事

中央政治會議第二日は、前日に引續き二十一日午前十
時から開會、報告事項の後、討論事項に入り、

(一) 國民政府政綱案(決議)(全會一致可決) 遷都と
同時に發表の豫定

(二) 中央政治委員會組織條例案(決議)(全會一致可
決)

(三) 中華民國國民政府組織法第十五條を修正するの案
右十五條の現條文「憲法が未だ公布せられざる以
前に於ては行政、立法、司法、監察、考試各院は各
中國國民黨中央執行委員會に對し責任を負ふ」とある
を「憲法が未だ公布せられざる以前に於ては行政、
司法、立法、監察、考試各院は各中央政治委員會に

對し責を負ふ」と修正(全會一致可決)

(四) 國民政府組織系統表案(決議)(全會一致可決)

(五) 臨時政府及び維新政府の名稱廢止及びその善後法案(決議)(全會一致可決)

一 臨時政府維新政府の名稱は直ちに廢止する。

二 華北に華北政務委員會を設置し、臨時政府の政務は中央政府より華北政務委員會に訓令して接收せしめ、中央の法令に従つて速かに調整せしむ。維新政府の政務は中央政府直接接收し、速かに調整す。

三 臨時政府の公務人員は華北政務委員會に於て全員を任用す。維新政府の公務人員は中央政府に於て全員を任用す。

の重要議題を全部可決して散會した。

國民政府組織法 の改正は、從來は「中華民國訓政時期約法」に基づき「國民黨中央執行委員會」が最高權力機關であつたのを、今回の改正で、國民黨の專制を排し、各黨各派の參加する「中央政治委員會」を國民政府の

上に位し、國民政府の施政方針全般を指導する最高政治機關としたもので、「中央政治委員會組織條例」は左の通りである。

中央政治委員會組織條例

第一條 中央政治委員會は全國政治の最高指導機關とす。左記事項は中央政治委員會の決議を経べきものとす。

一、立法原則

二、施政方針

三、軍事及び外交大計

四、財政及び經濟計畫

五、國民政府主席及び委員、各院院長、副院長の決定

六、中央政治委員會主席に於て會議に提出すべきものと認めたる事項

第二條 中央政治委員會に主席一名を設く、主席は憲政準備期間中にありては中國々民黨中央執行委員會主席を以て之に當つ

第三條 中央政治委員會に委員二十四名乃至三十名を設け

主席より左記人員中に就きそれ〴〵之を指定し又は招請す

一、中國々民黨中央執行委員及び中央監察委員

二、其の合法的政黨幹部人員

三、社會上重望ある人士、中央政治委員會委員の任期は一年とす

第四條 中央政治委員會に常務委員六名乃至八名を設け主席に於て委員中より之を指定す

第五條 中央政治委員會開會の時委員は代表を以て出席を代らしむることを得ず、中央政治委員會開會の時、主席は政務人員の請求により隨時其の列席報告を許可することを

得

第六條 中央政治委員會は直接命令を發し又は政務を處理せず、その決議は國民政府に交付して之を執行せしむるものとす、中央政治委員會の決議を國民政府及び各院又は軍事最高機關に交付し、討論又は執行せしむる場合には、當該各長官之が處理の責に任ずるものとす

第七條 本條令第一條に掲げたる各項にして時期緊急のため

會議に提出決定するの適なきものに關しては、中央政治委員會主席は便宜の處置として、國民政府に交付し執行せしむる事を得、但し最近の會議に提出し之が追認を受くるを要す

第八條 中央政治委員會に法制、內政、外交、軍事、財政、經濟、教育及びその他の専門委員會を設け、各主任委員、副主任委員各一名、委員九名乃至十三名を置き、それ〴〵審査及び設計事務を擔任せしむ、その人選は主席より之を指定す、委員會組織規定は別に之を定む

第九條 中央政治委員會に秘書總を置き、秘書長一名、副秘書長一名又は二名、秘書及び辦事員若干を設け、主席に於て之を任命し且つ指揮す

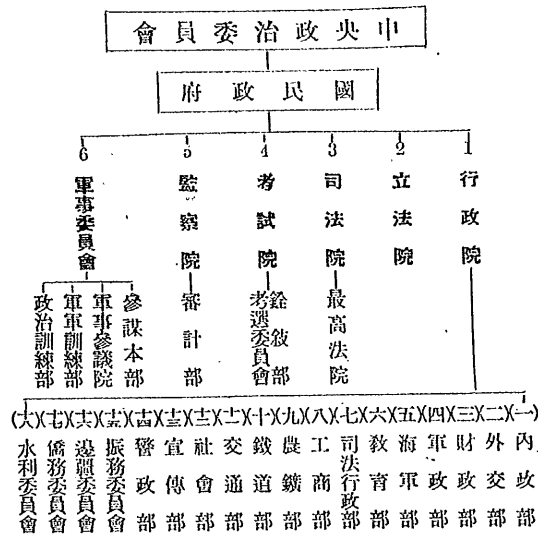
秘書總組織規定は別に之を定む

第十條 中央政治委員會會議事規則及辦事細則は別に之を定む

第十一條 本條例は決議の日より之を施行す

新國民政府の機構 は、法統繼承の原則に基づき五院制度を執り、別に各院と并列の「軍事委員會」を創

設し、行政院の各部は従来の訓政期に於ける九部制を廢し、憲政實施に備へて十四部制とし、別に行政院に四委員會を設置するもので、決定された組織系統は左圖の通りである。



要するに今回の國民政府の改組は、各黨各派を基礎として「中央政治委員會」を設け、蔣介石時代の一黨專制の弊を根本的に排除したことで、從來政府と併立又は政治以上の權力を持つてゐた「軍事委員會」を政府の五院と同列に置き、戰時體制を拋棄し平常體制に還元した點などに重點があるものと見られる。

新政府と既成政權 との關係も決定されたが、これによれば、臨時政府は「華北政務委員會」に改組され、維新政府は解消して中央政府に合併することになった。

かくて北支の臨時政府は三月二十九日解散宣言を發し、國民政府成立還都の日、三十日に「華北政務委員會」として生れ變り、臨時政府の公務員はこの委員會に全員任用されることになつてゐる。また維新政府では三月二十八日、成立二周年記念式典を舉げた後、翌二十九日を期して臨時政府と呼應して解散の歴史的宣言を發することになつてゐるが、公務員は中央政府に於て全員任用されることになつてゐる。

最終日の議題

二十二日の中央政治會議最終日の第三日は、まづ、
一、對重慶政權方策及びその善後問題
について討議した結果

一、國民政府遷都後は重慶方面の對内對外各種政令、條約協定、契約等はすべて無効とす

二、一切の軍隊は速かに停戦し政府の命令を待つべし

三、一切の公務人員は最短期間内に南京に還り周出をなすべし

との重大決議を行ひ、次いで

一、國民大會招集及び憲政の實施に關する件を議題とし、全會一致可決し、次に前日臨時政府解體後に設置することに決した「華北政務委員會組織條例」を全員一致可決した。

今回北京に設置されることになつた「華北政務委員會」並びに軍事、司法諸機關は、北支の有する特殊性に即應するもので、從來この任務を遂行して來た臨時政府の政

治、經濟、軍事、文化等の諸機構を大體に於て繼承するものである。現在の六部、二廳の行政機構は六總署、二廳の設立で殆んど變更なく、中央政府が軍事、司法の兩權を有するため、軍事機關として「華北統帥總司令部」を、司法機關として「最高法院華北分院」、「同檢察署華北分署」を設置して、これにより司法委員會、並びに從來の立法機關たる議政委員會を廢止することになつたものである。

華北政務委員會條例

第一條 國民政府は、河北、山東、山西三省及び北京、天津、青島三市管内における防共、治安、經濟、その他國民政府より委任せられたる各項の政務を處理せしめ且つ管下各省市政府を監督せしむるため華北政務委員會を設置す

第二條 本會に委員十七名乃至廿一名を設け中一名を指定して委員長となし五名乃至九名を指定して常務委員となす、その人選は行政院長より中央政治委員會に提議し通過後國

民政府これを任命す

第三條 委員長は本會の會務を總理し外に對して本會を代表し且つ本會の職員を指揮監督す

第四條 常務委員は委員長を輔佐し本會の會務を處理す

第五條 本會々議規則は別にこれを定む

第六條 本會に左記總務及び廳を設く

(一)内政總署 (二)財務總署 (三)治安總署 (四)教育總署 (五)實業總署 (六)建設總署 (七)政務廳 (八)秘書廳

第七條 本會の各總署に總辦一名を設け委員をしてこれを兼任せしめ、各廳には前任たる廳長一名を設けそれら各總署、各廳の事務を掌理せしめ、各總署及び廳の組織及び辦事細則は別にこれを定む

第八條 本會に顧問、參議、諮議、專員、調查員各若干名を置くことを得

第九條 本會はその管下各機關における副任官以下の公務員を銓衡任免することを得

第十條 本會は防共及び治安に關する事項を處理するため中

央法令の規定する範圍内において便宜の處置をなすことを得

第十一條 本會に北支の治安を維持するため經銷軍を設置し且つこれを指揮することを得、北支の經銷軍は總司令一名を設け治安總署總辦としてこれを兼任せしむ

第十二條 本會は北支の資源開發のため中央法令の規定する範圍内において便宜の處置をなすことを得

第十三條 本會は北支の經濟及び内外物資の需給關係を調整するため中央法令の規定する範圍内において便宜の處置をなすことを得

第十四條 本會は國民政府の委任を受け國有財産を管理することを得

第十五條 本會は國民政府の委任を受け地方的涉外事項を處理することを得

第十六條 本會はその職權の範圍内において管下各省市政府を指揮監督することを得

第十七條 本會は中央法令の範圍内において命令及び單行法規を發布することを得

第十八條 本會の經費は國民政府において統籌してこれを交付す

第十九條 本會はこれを北京に置く

第二十條 本條例は必要ある場合國民政府に申請しこれを修正することを得

第二十一條 本條例は公布の日よりこれを施行す

新國民政府の人事 は、最後に討論され、これも異議なく意見の一致を見、周佛海の議決事項確認の宣言、陳公博の閉會の辭によつて、三日間に亘る中央政治會議は多數の重要議案を議決し終つた。

決定した國民政府の陣容は別頁の通りである。この新政府の首腦部の顔ぶれを見るに、汪精衛自ら主席代理に任ずると共に行政院長に就任、かつて國民政府實業部長であつた陳公博が立法院長と軍事委員會政治訓練部長を兼ね、褚民誼は行政院副院長兼外交部長、周佛海は財政及び經濟部長、梅思平は商工部長等、汪直系者が自ら責任ある地位につく一方、五院長のうち三名を臨

時政府(王揖唐)と維新政府(梁鴻志、溫宗堯)とに分ち、國家社會黨上海支部長諸青來の交通部長、中國青年黨領袖趙鐵松の農礦部長、元暨南大學學長趙正平の教育部長等の如く、各黨各派の代表人物、信望ある人々を迎へ入れて、國民黨の一黨專制を排し、眞に支那民衆を代表せんとする建前をとつてゐることは注目すべきことである。

一路還都成立式典へ

かくて世界の視線を一堂に集めた中央政治會議は、多大の成果を收め、新中央政府誕生の輝かしき歴史的任務を果し、今や三月三十日の新政府の還都成立を待つばかりとなつた。そしてこの晴れの日、國民政府改組還都の重大宣言と共に、新國民政府の政綱は發表され、新らしき東亞建設への巨歩が踏み出されるのである。



新政府の陣容

國民政府主席

汪精衛



行政院長

汪精衛

立法院長

陳公博

副院長
褚民誼

副院長
未定

司法院長

溫宗堯

監察院長

梁鴻志

副院長
顧忠琛

考試院長

王揖唐

副院長
江亢虎

行政院

內政部長

陳群

政務次長

江履謙

常務次長

李久濱

外交部長

(兼任) 褚民誼

政務次長

徐良

財政部長

周佛海



政務次長
嚴家熾

常務次長
陳之碩

軍政部長代理

鮑文樾

常務次長
陳維遠

海軍部長

(兼任) 汪精衛

政務次長
凌霄

常務次長
許繼承

教育部長

趙正平



政務次長
樊仲雲

常務次長
戴英夫

司法行政部長

李聖五



政務次長
汪瀚章

工商部長

梅思平



政務次長
蔡培

常務次長
湯澄波

農礦部長

趙毓松



政務次長
汪曼雲

常務次長
何庭流

鐵道部長

傅式說



政務次長
朱樸

常務次長
李祖虞

社會部長

丁默邨



政務次長
趙叔雍

常務次長
周化人

交通部長

諸青來



華北綏靖軍總司令
齊燮元



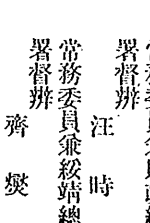
武漢綏靖主任
葉蓬



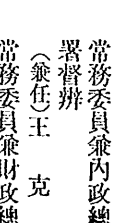
開封綏靖主任
劉郁芬



署督辦
湯爾和



署督辦
齊燮元



署督辦
汪時璟



署督辦
王克敏



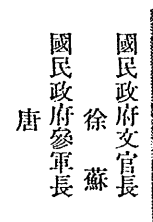
署督辦
朱深



署督辦
殷同



署督辦
王蔭泰



國民政府參軍長
徐蘇中



國民政府參軍長
張英華

尙任國民政府委員に次の四名を加ふ

張英華

董永福

傅康

潘毓桂

馬毓良

江朝宗

趙朝宗

余晉珉

蘇休仁

王揖唐

董康

委員



政務次長
顧繼武



宣傳部長
林柏生

警政部長
(兼任)周佛海

政務次長
李士群

警政部長
孔憲鑑

警政部長
胡蘭成

警政部長
鄧祖禹

振務委員長
岑德廣

邊疆委員長
羅君強

僑務委員長
陳濟成

水利委員長
楊壽楨

行政院秘書長
陳春圃

最高法院長
張鵬

行政院長
林彪

軍事委員會
參謀本部長
(代理)楊蔭一

參謀本部長
(代理)楊蔭一

參謀本部長
(代理)楊蔭一

參謀本部長
(代理)楊蔭一

參謀本部長
(代理)楊蔭一

參謀本部長
(代理)楊蔭一

參謀本部長
(代理)楊蔭一

參謀本部長
(代理)楊蔭一

參謀本部長
(代理)楊蔭一

參謀本部長
(代理)楊蔭一

參謀本部長
(代理)楊蔭一

參謀本部長
(代理)楊蔭一

參謀本部長
(代理)楊蔭一

軍事參議院長
(代理)任援道

軍事參議院長
(代理)任援道

軍事參議院長
(代理)任援道

軍事參議院長
(代理)任援道

軍事參議院長
(代理)任援道

軍事參議院長
(代理)任援道

軍事參議院長
(代理)任援道

軍事參議院長
(代理)任援道

軍事參議院長
(代理)任援道

軍事參議院長
(代理)任援道

軍事參議院長
(代理)任援道

軍事參議院長
(代理)任援道

軍事參議院長
(代理)任援道

時局下に於ける

農家の副業

農林省

近年農村は、戦時食糧品、工業原料等の増産といふ重大な責務を負はされてゐるのであるが、何ぶんにも労力や物資が不足してゐるため、その使命を果すのに、格別な苦心を拂つてゐる。

副業の経営についても、労力や物資の不足の影響を受けてはゐるが、しかし多くの副業は、農事の暇な時に行はれてゐる關係から、原料も自

分のものかさもなければ、近からこれを得てゐるものが多く、又製作の器具機械も小規模であるから、全般的に見ると、労力の不足や、資材の取得難に陥つてゐるものは少い。むしろ、それよりも反つて経済界の好況の波に乗つて、活氣を呈してゐる状態である。

由來農家が副業を經營する場合、これによつて収入の増

加を圖ることを目ざしてゐるが、今日の副業生産物中には、軍需品として、或ひは輸出品として重要なものが多く、又輸入品や國內の不足物資の代用品もいろいろ製作されてをり、これ等のものは、その生産が國策の線に沿つてゐるとともに、銃後農村を護り固める大切な役割を果してゐるのである。

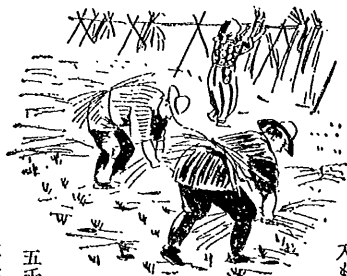
(薬)(工)(品)

薬工品といつても、その種類は非常に多いのであるが、こゝに取上げるものは、吹と細と織で、これはいづれも荷造包装の材料に使用される。

吹と細は、軍では米やその他の糧秣品を輸送するのに使用する。また肥料會社でも肥料を入れるのに用ひ、事實局では鹽を入れるのに使ふ等、その數量は實に夥しい。なほ、この外に石炭などの鑽石類、磁類などを入れるのに使はれてゐるが、近頃は更に吹は麻袋の代用品としても相當に用ひられてゐる。

例へば、滿洲で鹽を入れる麻袋は、従來印度から輸入してゐたが、昨

年からこの輸入をやめて、内地から吹を移入するやうになつたが、その數は莫大である。



また、織は軍でも買上げるが、これは一般商品の荷造用に使はれるので、經濟界が好況になり、商品の動きが多くなればなるほど、その使用量が増加する。

かやうに、薬工品は各方面

の需要が増加してゐるので、自然これを製作する農家の収入も増え、今日では一日三圓乃至五圓の収入を得てゐるやうな有様である。

昭和十二年に於ける薬工品の全體の産額は五千三百萬圓であつたが、翌十三年には六千七百萬圓に増加した。しかも、この増産をもつてしても、なほ需要に對して供給不足の有様である。

薬工品は全國各地で生産されてゐるが、その主産地の中には、昨年の旱魃で原料の薬

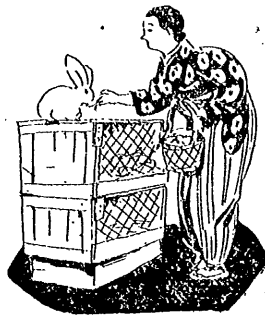
が取れなかつた所もあるので、この多は従前通り生産できたかどうかと心配される。それに農家自體が使用する薬も考へなければならぬから、結局、軍需その他の需要に應ずるためには、この際薬工品の増産が非常な必要に迫られてゐる實情である。

(兎)

兎にはいろいろの種類があるが、こゝに挙げるものは、毛皮を取るために飼ふ白色茶褐色、ゴマ毛等の普通の家兎である。兎の毛皮は事變前は主にアメリカへ輸出され、その輸出額は約二百萬圓ぐらゐであつたやうだが、事變以

來軍の需要が急激に増加したため、その輸出を制限し、これを軍に供出することになつてゐる。事變後、農林省や縣、縣農會等が兎毛皮の増産を奨励してゐるので、その生産も増加し、昨十四年多の産額は大約約七百萬圓程度と思はれる。しかしこれに野兎の毛皮を合せても、なほ軍の需要に對して、相當大きな開きがあるやうである。

増産を圖つてもらひたい。
このやうに、兎毛皮は軍用として必要なのに、それが、夏



十月三十一日まで丈夫な兎を殺すことを禁じ、又十一月には兎毛皮使用制限規則を公布して、兎の毛皮を婦人

子供の外套等に使用することや、毛皮から取った毛でソフト帽子等を作ることを止めさせ、できるだけ多くの毛皮を軍に納めることになった。

分兎の繁殖する時節になると、町の焼鳥屋で鳥の代用など、この兎の肉がどんく使はれるやうなことがあつては、兎の増産の妨げになるといふので、昨十四年八月、農林省に於て家兎繁殖制限規則を公布し、毎年五月一日から

兎をたくさん飼つてゐる地方では、農會或は畜産組合等が活動して、兎の屠殺や剥皮、乾燥等を共同でやり、その毛皮は農會の斡旋で軍に供出することになつてゐるの

で、この仕事は好調に行はれてゐる。ところが、飼育の盛んが、戦前約九百萬圓見當だつ

でない地方では、兎を飼ひたいが殺すことができないとか、生きたまゝで賣れば一匹二圓ぐらゐだと聞いてゐたが、商人に賣つたら七十錢にしか賣れずつまらなかつたといふやうなことをしばしば耳にする。

そこで、この屠殺とか、剥皮とか、販賣といふことは、ぜひ農會の世話でやるとか、或ひは組合でも作つて共同でやるやうにすべきである。

三 極・楮

三極・楮は和紙の原料として使用されるのであるが、事變前まで、和紙の原料に使はれてきたマニラ麻の輸入額が、戦前約九百萬圓見當だつ

たものが、事變後は半減してゐる。ところが、和紙の方は、國內需要も、海外需要も増加する一方であるから、原料の三極・楮の需要が非常に高まつてゐる。殊に紙幣、公債、證券等の用紙や輸出品のコーピー紙には必ず三極を使ふので、これ等の紙の需要の激増に伴ひ、最近に於ける三極の値上りは實に甚だしいものがある。

昨秋、島根縣の新聞に、高知縣下の三極の生産地では、事變前十貫當り四十圓前後だつたものが、六十圓以上に跳ね上つたので、村の信用組合には全農家が最低千圓から最高二萬圓までの貯金ができ、縣

當局は時局柄國貨の買入を極力奨励してゐるといふ記事が現はれるに至つた。この記事は兎に角、三極・楮は事變によつて需要が著るしく高まつてゐるのであるから、これが増産は最も必要であり、農林省でも、昭和十五年度に新規豫算を計上して、増産の計畫を立ててゐる。

眞 綿

眞綿は養蠶地方でできる絹織物、玉繭を利用して作るものである。昭和十二年には、その産額約三百萬圓であつたが、滿洲、北支方面に新たな需要が起り、又事變後は軍の需要や、一般の需要が増加したので



或ひは防寒帽子を作つてゐるが、軍では眞綿のまゝ購入して、それを加工するのである。しかし眞綿の主産地からは、帽子や外套用の眞綿の加工品

翌十三年にはその生産額が約五百萬圓に増加した。軍では、眞綿を外套の裏につけて、防寒外套を作つたり

眞綿はかうした軍需以外に、圓フロック向や一般民需向としても、品不足の状態であるから、地方ではますます増産を圖るやうにしたい。なほ農村から供出する軍用眞綿や、その加工品については、帝國農會が軍と契約して地方から集荷して納入して

ある。又都市向のものも販賣の斡旋をしてゐるから、販賣については、農會に依頼することが何かと便利である。

寒 天

寒天は、わが國の特産品でその種類は細寒天と角寒天とがあるが、細寒天は全生産量約一千萬圓の三分の二を占めてをり、これは殆んどみな輸出向のものである。寒天は海外では食料としては、主にゼリー等の菓子材料に用ひられるが、欧米のやうに肉類を食べる所では、便通用として寒天で作つたゼリーのやうなものが必要とべからざるものになつてゐる。又降糖の方では、寒天はワクチンの製造や細菌の培養に使用されるが、工業用としても織物の織出しとかオフライ

トの製造とか、或ひはビール、葡萄酒等を清く澄ますのに用ひられる。南洋地方では、寒天で作ったトコロテンが銷



夏飲料として嗜好されてゐる。このやうに、用途も廣いが、需要も全世界に亘つてをり、

輸出についても、年々増加の傾向になつてゐる。寒天を製造するには、適地の關係があつて、何處でも始めるわけにはいかない。

採取

従来、適地があつても、寒天の原料となる天草が、充分に採取できなかったために、さほどの増産を見るに至らなかったが、近年は、農林省の天草の増殖奨励

造は輸出の増加を圖る上からいつても、有望な事業である。

× × ×

その他、時局下に於て適當と思はれる副業を擧げてみると、ガソリン代用の無水アルコールの原料に用ひられる甘藷切干などもその一つである。これは農村で副業として生産されてゐるが、最近では粉の製造を制限してまで、アルコール用の切干の増産を圖つてゐるのである。

てゐるから、これ等の副業品を増産することは適切である。かやうに、その種類を擧げると、なほ多くのものが数へられるが、事變の進展に伴つて、各種の物資が不足してゐる今日、副業品も増産の必要に迫られてゐるものが少くない。たゞ、この際考へなければならぬことは、平和時代のやうに、單に収入を増やすために行ふ、といふやうな個人經濟本位からだけでなく、國家のために行ふといふ心構へ、いはゆる副業報國の精神をもつて従事されたいのである。

滿洲國軍の現況

陸軍省情報部

建國八年、伸び行く滿軍

昭和七年三月滿洲建國成り、軍政部が編成され、滿洲國軍の建設に着手してから茲に八年、滿軍は逐次その陣容を整備し、今や盟邦日本軍唯一の友軍として、且つ又信頼し得る共同作戰軍として、新面目を發揮しつつある。

建軍以來滿軍の活動の跡を見ると皇軍の勇猛果敢な滿洲國內討匪戰に協力し、治安肅清に致した功績は多大なものがあり、産業開發の基礎を作つた。支那事變には其の一部を以て長驅北支に外征作戰し、今次ノモンハン事件には皇軍と共同作戰のもとに多大の戦果を収め、内に外に遺憾なく新興滿洲國の軍隊として飛躍的發展の

滿軍の軍事機關

滿洲國軍は、治安部大臣于琛激上將が軍令軍政を統轄し、全國に八個の軍管區と、興安軍管區、江上軍管區、それ／＼上將又は中將の司令官があり、陸海軍條例の定むる所により軍隊、艦艇を指揮統率せしめ、その編制裝備は範を日本軍に採り、總兵力は共同作戰軍として充分國防に堪へ得る數量を常時保有してゐる。

また治安部大臣は直轄部隊、官衙、學校、病院等を持ち、將軍府、軍事諮議院、侍從武官處、禁衛隊司令部、憲兵總團司令部等がある。

ることになる。建國後僅か十年で國民皆兵制度を行ひ得ることは滿洲國の驚異的發展を示すものである。

近年、國內治安の確立に伴ひ討伐第一主義から訓練第一主義に大轉換を行ひ、専ら將校以下の素質の向上と軍事能力の向上に全力を傾注してゐる。勿論多少遺憾の點が少いとはいへぬが近年に於ける内外各種の軍事要素は滿洲國の健全な向上發展を推進せしめるものである。

學校教育は國內軍事學校で教育訓練するだけでなく優秀な幹部將校は日本士官學校、陸軍大學その他實施學校等にどしどし派遣留學させ、専ら優良軍隊の練成に努めてゐる。

八、軍隊給與 從來比較的簡素な給與にあつた滿洲國は之に依つて遺憾な事件も發生したが、近代戦力の要素は給與に依る培養にあることと、最近滿洲國國富の膨脹は今次の陸軍給與令の公布となり、大改善を加へて滿洲國給與を引上げるに至つたので、今後は滿洲國將兵は安んじて不憚身命、任務に邁進し得ることとなつた。昭和十三年公布の陸軍武官令と今次の陸軍給與令の制定に依り、軍人の身分、待遇が確保され、軍事恩給、褒賞、勳位、武功等それ／＼定められ軍事援護法に依り家

兵科別	陸軍武官等表(准尉官軍士)	
	准尉官	軍士
憲兵	准尉	上士
歩兵	准尉	上士
騎兵	准尉	上士
砲兵	准尉	上士
工兵	准尉	上士
航空兵	准尉	上士
輜重兵	准尉	上士
衛生部	准尉	上士
獸務部	准尉	上士
技術部	准尉	上士
軍法部	准尉	上士
軍樂部	准尉	上士

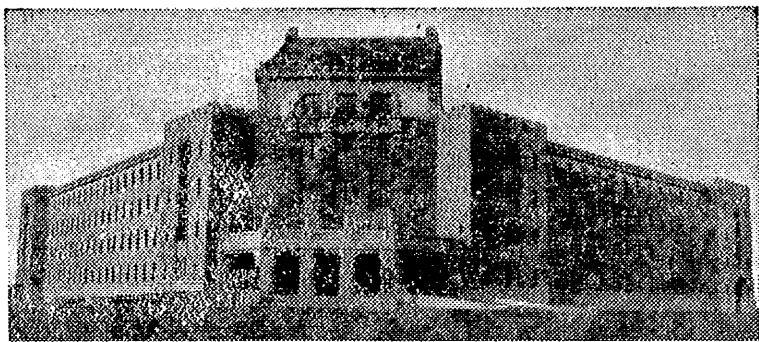
七、教育訓練 從來國內討伐に寧日のなかつた滿洲國は、

族及び遺家族にまで國家の恩恵が徹底することになつてゐる。給與令による武官俸給は別掲の表の通りである。

九、滿洲國の戦力 現在の滿洲國は精強無比なる日本軍には絶對比較すべきではないが、建軍以來の軍自體の努力向上と日本軍上下の誠心よりする指導援助は舊軍閥的存在であつた滿洲國を今日に至らしめたもので、その戦力に於ては尙ほ指導向上を必要とする點も少くないが、滿洲國自體にも各種の良好特性があり、その異常なる忍耐力、行軍力、給養方面に於ける簡易性等美點長所も決して少なくない。今後に於ける日本軍のよりよき指導と、日滿國民銃後の後援及び滿洲國自體の向上精神はやがて東亞協同體としての滿洲國の持つ國防力として日本軍との共同作戰に充分の戦力を發揮するものと期待し得られるのである。

日系軍官(日本人武官)

滿洲國軍には多數の日系軍官(日本人武官)が軍の核心的存在として滿洲國の向上發展に努力し、國策遂

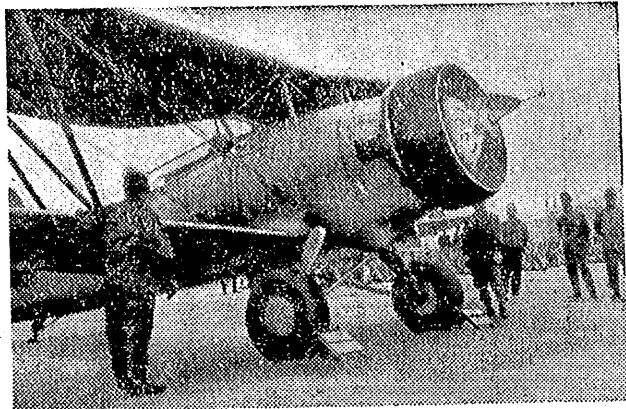


滿洲國治安部(旅團長)の要職

行の花形として活動してゐる。滿洲國強化のためには軍内に優秀な日系軍官を持つことを絶對必要とし、既にその或る者は師長(師團長)旅長(旅團長)の要職に就き國軍の中堅又は高級幹部として活動してゐる。

日系軍官の補充、採用は、從來日本軍在郷の准士官職務將

校から募集、之に若干の補備教育を行つて任官せしめる方法と、特殊上級將校を應募任用する方法に依り、補充



徒採用法に依ること内定してゐる。

は必要の
都度いづ
れも日本
陸軍省を
通じて行
滿通じて行
洲はれる。
國以上は
軍從來採り
飛來つた暫
行的方法
である
が、昭和
十五年以
降は滿洲
國將校生

滿洲國將校生徒採用（案）

日本陸軍豫科士官學校（陸軍經理學校豫科）生徒志願者と略同様の資格あるものより選定し、滿洲國陸軍士官學校（新京）に入校せしめ、豫科（二年十一月）を終了後、日、滿軍に各四ヶ月隊附勤務後本科生徒として日本士官學校（經理學校）に入校、卒業後は日本軍隊隊附勤務四ヶ月始めて滿洲國軍少尉に任官するのである。この間被服、食料、手當を給せらる。要するに日本將校生徒と略同様の資格採用法並びに教育過程を取り、優秀なる初級士官の育成を企圖してゐる。

日系軍官たる滿軍少尉の初任給は月額百十五圓その他に各種の手當加俸があり任官手當は三百五十圓である。任官後は累進して行くこと日本軍と略同様で、優秀者は日本陸軍大學その他に派遣留學させる筈である。

結 び

以上要するに現在の滿洲國軍は滿洲國の健全なる發達に即應して逐次に改善整備され、共同防衛上日本軍のよ

き友軍として國防の重任を負ふものであつて、なほ幾多、日本及び日本軍の指導援助に俟つべきところがあるものである。

「二徳一心」、日本軍あつてこそその滿軍である。と同時に之を指導援助することは日本及び日本軍の崇高なる義務に外ならない。日本軍のみの國防ではないのである。刻下の世界情勢を觀察し大日本の世界政策を思ふ時、皇軍のみがこの聖業を敢行するのではない。そこには滿洲國軍や或ひは大陸の盟友軍が協力作戦して廣大なる戦争局面の各翼を擔任すべきことは新東亞協同體の一部門として必然必至である。

滿洲帝國の産業文化が日本文化に融合して東洋文化を完成し、豊富なる滿洲資源が開發善用せられる時、更に滿軍は飛躍的に發達し、信頼國防軍となるは必然である。皇軍が東亞大同軍の核心として滿軍その他所在地の戦力を統合し大きく働らくことが絶対必要であり、滿軍の完成を確信し之を理解し、指導援助のためには大なる希望を持つべきである。滿軍の成長如何は懸つて第二第三の

友軍建設の運命を左右するものである。更に又、滿軍内に獻身的に活躍する日系軍官に對しては敬愛援助してその活動を容易ならしむるところに滿軍向上の道が開かれるのである。

わが大日本國民は、如上滿洲國軍を深く理解しその將來を充分に期待し成功を確信しなければならぬ。また統帥の後援をなし、大志あるものは自己を子弟を滿軍に投じて大理想の實現に努むべきであり、日系軍官たらむものは崇高なる道義心の發露に依り滿軍建設に協力すべきである。

歐亞の戦雲並びに之に伴ふ世界情勢の變化と、東亞新秩序の建設のために滿洲國軍の持つ地位と任務の重要性に鑑み、滿軍のより以上の整備強化は眞に一刻の偷安を許さぬ緊急事である。

（本稿は、滿洲帝國軍事顧問部の提供に係るものである。）

報國號飛行機獻納



海軍省軍部及普部

はしがき
今次支那事變に於けるわが海軍航空部隊の歴史に比類なき活躍は、世界の空中戦史を飾るもので、世界各國は勇猛果敢なわが海軍航空部隊の活躍に、たゞ

驚歎の目を注ぐばかりである。
顧みれば、昭和十二年八月十四日、即ち、今次事變の勃発時、折衝の荒天を衝いて長崎、杭州及び廣徳飛行場を襲ひ、上海を襲撃の危きより救つた渡洋爆撃隊を始めとし、爾後大陸の作戦進捗に先驅となつて、中支の敵軍並びに敵の軍事據點、飛行場等を空襲し、その間、南京、南昌、漢口の上空で演じた無數の壯烈無比な空中戦は、國民の絶讃と感謝を受けた。更に敵竹の勢ひを以て進軍した陸海軍が、北中南支の沿岸重要據點を占領し、且つ揚子江上流八百哩の要衝、漢口占領後は、連日、四川省及び雲南省の奥地に進入し、政府主要機關及び軍事據點の爆撃を行ひ、また近くは南寧作戦に協力して、敵奪回の企圖を粉砕し、併せて残る海上

よりの唯一の輸血路たる佛印ルートの演習線も遮断することにより、斷未降に喘ぐ蔣政府に一大痛撃を喰はしたことは、國民の齊しく知るところであらう。

内外からの獻金

蘇つて考へると、われはこれの輝かしい海軍航空部隊の活躍の裏面に、純後國民の熱誠な飛行機獻納運動があつたことを忘れることができない。
事變勃發以來、海軍への獻金は、總額三千七百五十八萬三千二百八十四圓六十九錢の巨額となつてゐるが、その間、飛行機獻納の金額は二千六百九萬二千九百七十四圓五錢で、これによつて製作された飛行機は、すでに三百六十機を越えてゐる。この飛行機獻金については、内地は勿論、遠くアフリカの涯からも深い同情

が送られ、その間、故國を離れて幾年、毅然と湧いた祖國愛の大和魂や、或ひは小學生の身で勞働して得た金を、死して後獻金した少女や、或ひは又連綿獻金の軍港の少女等の人々を始め、毎月かゝるに郵送して来るもの、直接海軍省を訪れるものなど、實に數多の涙ぐましい美談を綴りこんでゐる。

續々生れた報國號

これ等獻金で造られた飛行機を、海軍では報國號飛行機と唱へ、製作の順序に報國號第一號と命名し、當日獻納者を招いて最寄りの飛行場で盛大な獻納及び命名の儀式を行ふを例とし、式後、これ等報國號飛行機は殆んど前線に送られ、第一線機として大陸の空にその雙翼を伸し、銃後國民の興奮に答へつゝあるのである。

前線に送られた報國號飛行機の中で、赫々たる戦勳を讃へられたもの、及び敵地空襲中不幸敵弾を被り大陸に突入自爆したものもあるが、詳細は後日に譲る。
從來製作された報國號飛行機を、獻納者の居住する土地別に、あるひは又飛行機の機種別に分類してみると、次のやうになる。

一、土地別による分類

(イ) 海外	
地名	機数
滿洲國	二機
關領東印度	一機
布哇	一機
南米ペルー	一機
北米	一機
アルゼンチン	一機
比島ダバオ	一機
南洋	七機

青島	一機
上海	二機
(ロ) 内地	
地名	機数
朝鮮	二十八機
北海道	七機
臺灣	十一機



獻納機命名式場

樟太	二機	香川縣	一機
東京府	八十四機	佐賀縣	三機
大阪府	三十七機	熊本縣	二機
兵庫縣	八機	宮城縣	一機
神奈川縣	七機		
千葉縣	三機		
福岡縣	十二機		
京都府	四機		
和歌山縣	三機		
滋賀縣	一機		
鹿兒島縣	三機		
山口縣	一機		
石川縣	二機		
宮崎縣	一機		
沖繩縣	一機		
愛媛縣	二機		
岩手縣	一機		
茨城縣	一機		
福島縣	一機		
新潟縣	三機		



命名式に於ける小學生の祝辭朗讀

廣島縣	五機	全日本號	五十機
愛知縣	三機	中學生號	三機
大分縣	一機	女學生號	二機
		青年團號	二機
		兒童號	一機
		全國民號	七機

註 全國民號は、海軍省が、直接献金された小
日の飛行機献金で製作した報國號飛行機
のことを意味する。

二、機種による分類

機種	機数
偵察機	二十五機
攻撃機	十機
戦闘機	三十五機
陸偵察機	二機
艦上攻撃機	三十二機
艦上戦闘機	百十九機
水上偵察機	三十五機
艦上爆撃機	六十八機
陸上攻撃機	十二機
艦上輕爆機	二機

『近く生れる報國號』

本年度上半期に於て命名式を擧げる豫定の報國號飛行機は四十機で、その内訳を述べる。

期日	機数	場所
三月三十一日	一機	名古屋

四月七日	四機	東京
四月下旬	九機	東京
六月九日	三機	和歌山
六月二十三日	九機	大阪
未定	二機	埼玉
	五機	東京
	一機	鹿兒島
	一機	大連

註 名古屋の命名式は本年が初めてである。

『まだ少い日本の飛行機』

最後に一言したいことは、今回の事變は、武力的に見れば結局、支那一國を相手にしてゐるに過ぎないので、従つて海軍の航空部隊によつて撃墜した敵機が千五百機を超え、又統後國民の赤誠の結晶でできた報國號飛行機が三百六十機に上つたとしても、これを敵米諸國を相手とする戦争の場合を假想すれば、到底

われ／＼は今日の状況では満足できない。
歐洲でも、今次大戦の勃發時に於てドイツは第一第二線機を合し八千機にも達する空軍を以て英佛の聯合空軍に備へ、英佛聯合空軍は米國より數千機の飛行機を輸入して對抗してゐる。
他方、米國は現在中立を保ちながら、虎視眈眈日本の極東政策を阻止妨害せんとしてゐるが、海軍の第一線用飛行機は六千機を目ざし、これを救ける陸軍機も亦六千機を目標として充實を期しつつある。
事變の前途に於て、第三國と抗争する機會絶無といへない今日、空軍をますます擴張整備することは、海陸軍にとつて極めて望ましいことである。

戦時統制物資講座

II

農林省

農林水産業用資材

農林水産業用物資

戦時食糧の確保といふことは、新東亞建設途上に於ける、わが國農山漁村に課せられた大きな使命であり、今やわが國は人的物的に、あらゆる資源を總動員し、その究局の目的に向つて邁進してゐるのである。

顧みるに、今次事變は、特に農山漁村に大きな犠牲を拂はせるの餘儀なきに至つてゐる。即ち勞力や畜力の著るしき不足と、他面、肥料、飼料、燃油、農機具、織

維製品その他農林水産業の生産に不可欠の諸資材の供給制限等々。しかも尙ほ時局のいよゝ長期建設期に入るに伴ひ、國民生活の安定、軍需の充足、輸出産業の振興等のために、農林水産物生産の維持擴充を圖るべき重要性はますます増大し、遂に單なる農村問題としてではなく、東亞新秩序建設といふ大使命遂行上の國家的見地から一般の關心を昂めるに至つた。そこで、政府はさきに重要農林水産物増産計畫を樹立し、目下官民一體となつて、その完遂にあらゆる努力を拂つてゐるのである。

が、この目的を達するには、勞力の綜合調整を圖るは勿論、生産必需資材の供給確保と、その配給の圓滑を期せねばならない。

農林省では、昭和十三年十二月臨時農村對策部を設け、以上の目的達成のために農林水産業用生産必需資材配給統制の方針を定めて供給を確保し、配給の圓滑を圖るやう最善の努力を注いでゐる。

即ち、昭和十四年度物動計畫決定に當つては、企畫院その他關係當局と緊密な連絡を遂げ、農林水産業用重要物資についで一般民需中より特定分離し、それゝその用途に従つて供給の確保に努め、その配給に當つても、物資動員計畫設定の趣旨に基づき配給機構を整備し、いやしくも他の用途に流逸することを防止し、需要時期を失することなく適正價格を以て最終需要者である農山漁村民が確實に入手できるやう具體的措置を講じ、食糧生産の維持國民生活の安定に遺憾のないやう努めてゐる。

すでに國內使用の制限を受けた數十種の重要物資についでこれを見るに、鐵鋼材、非鐵金屬、棉花、麻、軍油、

揮發油、石炭、生ゴム、バルブ、タンニン劑、加里、燐礦石等々は、資材の原型に於て、或ひはこれ等資材を原料とする農機具、蔬菜、果實、鮮魚等の包装用物資漁網及び網、ゴム製品等々、農林水産業の經營に缺くことのできない重要資材である。しかもこれ等資材は、それゝ強度の規正を受けてゐるのである。

農山漁村は、このやうに生産資材の不足に悩みながら、食料生産の維持、貿易政策増進、軍需充足に重要役割を演じてゐるのである。時局は急激にこれ等資材の規正緩和を來たすやうな様子もないので、資材の消費節約、合理的の使用はもとより代用資材の利用等に極力努むべきであるが、これにも自ら限度があり、しかも農山漁村に課せられた生産力の維持擴充の責務を遂行するためには、最少限度の資材の供給を確保し、これが配給の圓滑を圖らなければならないのである。

農林水産業用資材の割當配給

農林水産業用各種資材については、従来道府県の需要申請に對し、農林省でこれを審査し、その用途需要時期等を考慮して道府県に割當配給し、道府県は更に管下の需要者に對しその割當を行つてきたのである。ところが、需要者中には農林省が直接監督し、尙ほ又資材配給統制機關として活用すべきものもあるので、これ等の團體に對しては直接割當を行つてきたのである。

農業用資材配給統制

農業機械器具

農業經營の合理化及び共同化を図るとともに、勞力や畜力不足の今日、重要農林産物の生産維持増産計畫を遂行するのに必要な農業機械の供給を確保し、その配給の円滑を図る趣旨から、昭和十三年十二月、商工省と協議の上「農業機械用鋼配給統制要綱」を決定し、これに基づき農業機械製造及び修繕に必要な鐵鋼や、その製品の配給統制に當つてきた。昭和十四年度物動計畫樹立に當つては、農業機械用鋼材の數量を特定確保するとともに、い

よいよその配給の円滑を図つてゐるのである。農業機械は、その種類や製造業者が極めて多く、農業機械の製造並びに製品の配給を、より一層円滑に行ふべき組織的機關を缺くために、農業機械配給の不円滑を惹起する恐れがあつたので、商工省と協議の結果、農業機械製造業者を以て府縣單位に農業機械工業組合を設定させて全國的聯合會を結成するとともに、農業機械配給の円滑を期するため、農業機械の製造業者、需要者、配給業者並びにこれ等の者の組織する團體を以て農業機械配給會社を設定させることが適當であると考へ、目下準備中である。

農業藥劑

農業生産確保のため農業藥劑の重要なことは言ふまでもないが、農業藥劑中には海外から原材料の供給を仰ぐものも相當あるので、輸入農業藥劑については、一昨年十一月輸入農業藥劑關係者で輸入農業藥劑組合を組織させ、輸入並びに配給の円滑を期するとともに、國內生産の農業藥劑についても、製造並びに配給に關し必要な措置を講じてきたのである。しかし最近に於ける輸入の困

難は各種資材の供給不円滑な事情に鑑み、先に設立した輸入農業藥劑組合を解體し、農業藥劑製造業者全部を以て全國農業藥劑組合を設定させ、商工省と協議の結果、これが統制を強化し、一層供給の円滑を図らんとする。

蠶絲機械器具用鐵鋼

輸出貿易の大宗である生絲並びに組製品の増産を行ひ、輸出入の調整を図るのは刻下緊急の要務であるので、生絲製造に必要な機械器具類の製造や、修繕用鐵鋼の配給に遺憾のないやう、昭和十三年十二月日本蠶絲機械工業組合を設定させ、これを統制團體とし「蠶絲機械用鐵鋼配給統制要綱」に基づいて、原材料である鐵鋼の配給統制を實施してゐる。

漁業用資材配給統制

水産具用鐵鋼

水産具用鐵鋼は、従来一般民需鐵鋼材中に包括され道府縣工業組合等より配給を受けてゐたのであるが、消費

規正の強化に伴ひその配給量に順に窮乏となり、最近では殆んど配給できないやうになつた。このやうな状態では、漁業の生産力を維持することができないので農林商工兩省協議の上、物動計畫に基づいてこれを特定分離し、供給の確保をなすやう去る十二月「水産具用鋼材配給統制要綱」を決定し、漁撈機械、漁撈器具、漁業用鋼材、釣鉤、海洋漁業用具、製氷冷凍設備、水産關係設備、水産皮革製造用具等の配給統制を實施したのである。

綿漁網

綿漁網は現在まだ消費統制を行つてゐないが、原料生絲についてはこれが配給方法を取り、生産制限を圖るとともに、一部製品につき公定價格の制定を行ひ、價格の抑制を圖つてきたが、綿絲の規正強化とともに製品である漁網の消費統制をも實行する必要がある。農林省では商工省と協議の上、従来の綿漁網製造業者の團體である日本網網工業組合聯合會所屬組合の工業者を以て日本綿漁網製造株式會社を設立した。これにより綿漁網の生産並

びに販賣を統制するとともに、地方廳又は適當な團體を指定し、これを通じて配給割當を行ひ消費統制を實施するやう目下事務上の準備を進めてゐる。

漁業用綿絲

漁網以外の漁具又は網の仕立、修繕等に使用される漁業用綿絲は、昭和十三年八月以來その消費統制を行つてきた。即ち、日本綿絲工業組合聯合會が受ける割當原料綿絲に相當する綿絲の數量を、農林省は地方廳又は指定團體を通じて需要者に割當し、その購入については割當證明書により配給統制機關である日本漁業用綿絲配給商業組合に計文させる制度を採用してゐるが、綿絲の消費規正の強化徹底を圖る必要上、生産並びにその販賣機構に關し、更に一段の制度機構の改革の必要が痛感されるので農林商工兩省で協議の上、漁網網用綿絲の生産者團體である日本綿絲工業組合聯合會所屬の工業者で日本綿絲製造販賣株式會社を設立させ、これに從來の配給機關である日本漁業用綿絲配給商業組合が取扱つてゐる製品の配給を移譲させ、これによつて生産販賣の統一

化を圖るやうにしてゐる。(以下次號ニツク)

三月二十七日號が出来ました

汪氏歡迎に忙しい南京

★蘇聯汪先生——上海

★大陸に「走」る「和」平「街」道

北支の山地地帯に蘇聯開發道路を建設する支那民衆の勸誘作戦

タイ國の看護婦東京留學

武動に輝く海の荒鷲

☆海を描く美術生

東京美術學校洋畫科生三十名が房州房山の漁民道場に参加しての海の繪と海のスケッチ

歐・洲・寫・眞・宣・傳・戦

〇一坪の空地にも野菜を植ゑませう

讀物ベリデ

△支那新中央政府の成立

△砲火と共に逆巻く歐州の宣傳戦(下)

△支那民衆の開發道路の建設(上)

△蘇聯の對華政策の變遷とこれの背景

ソ芬講和成る



…和平協定成る

去る三月六日以來、リチ首相以下フィンランド代表團の極秘裡のモスクワ訪問によつて開始されたソ芬和平交渉は、十二日に至り遂に協定成立となり、こゝに兩國間の軍事行動は十三日正午を以つて停止された。

十二日夜調印されたソ芬和平協定は九ヶ條から成り、その内容は次の通りである。

一、フィンランド側は、ヴィープリ並びにヴィープリ灣及びその島嶼を含むカレリア地峽の全部、フィンランド灣内

外務省情報部

の數島嶼、タルキヤルヴィの東部地方、リバチ及びスレドニー兩半島の一部(ベツァモを含み)を割讓する。

一、ソ芬兩國は相互に侵略を約し、第三國との間に如何なる同盟をも結ばず、又兩國の一方を目標とする如何なる聯合にも加はらざることを約す。

一、フィンランド側は、ハンガ半島及び附近領水を三十ヶ年、租借料年額八百萬フィンランド・マルクを以つて、ソ聯側に軍事根據地として租賃する。

一、ソ聯はベツァモ地方から、その軍隊を自發的に撤退する。

一、ソ聯はソ聯領からベツァモ地方經由ノールウェー往還

の自由の權利を有し、ベツアモ地方經由の通過貨物は、規程によつて必要と認められたものを除く他は検査を免除され、又ソ聯の非軍事的飛行機はベツアモ地方上空を通過し、ソ聯とノルウェー間の航空路に就航する權利を有す。

一、フィンランド側は、ソ聯とスウェーデン間の貨物陸上運輸の權利をソ聯に與へ、右運輸をソ芬間最短距離を以つて圓滑に實行させるため、ソ聯の「カンダラクシャ及びフィンランドのケミヤルヴィ」を結ぶ鐵道を建設する必要を認め、出来れば本年中に建設することとす。

一、ソ芬兩國は本協定の效力發生後、新通商條約締結の交渉を開始する。

一、本協定は調印と同時に效力を發生する。

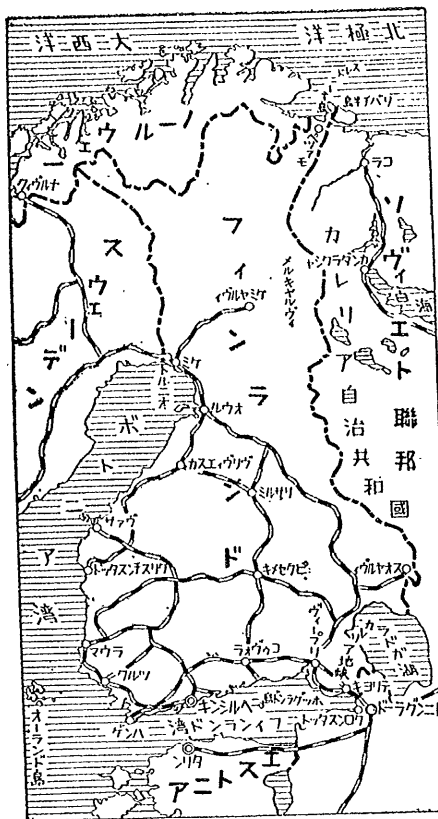
二、和平の成立まで

今回のソ芬和平協定の成立に際し、スウェーデン政府の仲介斡旋が與つて力のあつたことが傳へられてゐる。

即ち、去る十一月三十日ソ芬開戦以來、スウェーデン政府

は極力中立の維持にとめてひたすら自國に戦火が及ぶのをさけてゐたが、二月十一日からソ聯のカレリア地峽總政署となり、マンネルハイン線の一部が崩れフィンランド側の抵抗も漸く薄らぎ、それに對して外國よりの對芬武力援助も早急には來ず、フィンランド側に到底勝利の成算が立たないことはスウェーデンとしても充分に知つて居り、而もフィンランドからは手を換へ品を換へ武力的積極援助を迫られ事態は極めて逼迫し、このまゝ放任すればフィンランドの滅亡はもとよりスウェーデン自身も危機に瀕するのみならず、場合によつてはかねて計畫してゐる英佛側の對芬派遣軍隊のノールウェー及びスウェーデン領土通過の希望が武力により強行されずとも限らず、ひいてはスウェーデン自體も戦火にまきこまれることとなるので、遂に自ら進んでソ芬和平調停の勞をとるに至つたのである。

そしてスウェーデン政府は、先づ二月二十五日の北歐三國外相會議の席上で、ギェンター外相をしてソ芬和平仲介についてデンマーク及びノールウェー兩國の諒解を求めさせ、ついでソ聯政府に對して駐ソのスウェーデン公使なら



びに、駐瑞のソ聯大使を通じてソ聯側の和平の眞意をたしかめ、二月下旬に至りソ聯から正式の承諾回答に接した。

こゝに於てスウェーデン政府は極秘裡にタンネル外相をストックホルムに招請してその旨を傳へ、フィンランドがソ聯と和平交渉を開始するやうに勸告したのである。

かくて三月一日、タンネル外相は一先づ歸芬し、翌日リチ首相私邸に緊急閣議を開き、スウェーデンの調停意志を公式に報告して協議を行ひ、リチ首相、パーシキヴィ無

任所相等の五名を以つて代表團を組織して、三月六日モスクワに派遣したのであつた。

それと同時に、フィンランド政府内閣の和平賛成派は、對ソ和平交渉開始の側面工作として、元大統領スヴィンフッド博士を獨伊兩國へ特派して獨伊側の諒解を求めたと傳へられた。

かくして、百三日間に亘るソ芬戦争も遂にフィンランドの屈服により、とにかく一段落を告げたのであつた。

三、和平成立と北歐諸國

そして十三日、フィンランド政府の和平協定成立の公表とともに、タンネル外相はラジオにより、今回の和平條件を受諾するに至つた理由として、フィンランド軍に於ける武器の不足、フィンランドが他國の公約なるものに信頼をおく

ことができなかったこと、及び瑞諸兩國を經由する軍事援助の確保を期待し得なかつたことの三つを挙げ、新ソ芬國境は、大體に一九二二年（大正十年）のソ芬協定國境と同一のものであるが、今次の協定中にはフィンランドの内政に關する干渉的條項がなく、フィンランド國家の自由と獨立とが維持され得ることを指摘し、テリヨキ赤色政權設立に關するソ聯側の政治綱領が撤回されたことは、フィンランド政府の満足とするところであると述べた。

一方、和平韓旋を積極的に行つたスウェーデンに於てもフィンランド政府の協定公表と同日の議會でギェンター外相により次のやうな辯明的な演説が行はれた。

「スウェーデンが對芬援助に限度のある旨を明瞭にしたため、或はフィンランドの政策に影響を及ぼしたかも知れないが、それはフィンランドをして不利益な講和を結ばせようとの壓迫手段として行はれたものではなかつた。又、スウェーデン政府がソ聯よりフィンランドへ傳達した講和條件と、今回成立した實際の講和條件とは同一でないのである。

スウェーデンが軍事的援助を與へることができなかったのは

實に遺憾であるが、フィンランドに於てはソ芬戦争と英佛對ドイツ戦争との關係を充分に理解することが困難であつたやうであり、瑞諸兩國の對芬軍事的援助の拒否が恰も單に既定の中立政策維持のためであつたかのやうに誤解された。若しフィンランドが事實上不可能な援助を當にし、戦争をつづけるならば事態は適に危険となつたのである。」

なほ、ギェンター外相はそれについて、今回のソ芬和平はスウェーデンとして危険の遠ざかつたことを意味せず、むしろスウェーデンの地位は更に惡化したと稱し、新らしい經驗に基づき北歐協調を強化せねばならないと説いた。因みに和平成立に關する北歐方面の新聞論調を綜合すれば、先づ、フィンランドは勇敢に抗戦し名譽ある獨立を擁護し通したものであり、多大の犠牲も決して無益ではなかつたとし、次いで、フィンランドに對しても英佛に對しても拒否したスウェーデンは今回の講和に責任あり、今後フィンランドの獨立保障のためにも防禦同盟を結ぶべしと稱へ、また講和はソ聯側の對策が成功したものと云ふべく、今後北歐に對しソ聯の壓迫が加はるであらうとしてゐる。

なほ、スウェーデン及びノールウェー兩國政府はフィンランドの新國境を保障すべき北歐三國防衛同盟の締結に同意を與へ、目下三國間に於てその條項とりきめが進捗中であると傳へられてゐるが、これはソ芬戦争の勃發前より取沙汰されてゐたものであり、スウェーデン側が氣乗り海のため成らず、今やソ獨英佛の脅威の前に必要を感じられるに至つたものである。フィンランドが去る十三日、機を見て三國同盟の締結方を發言したことはフィンランド外交の成功と見られてゐる。が、これに對してはソ聯の反對があり、その成立は困難な模様である。

列強の態度

和平協定の成立に對しソ聯側は共產黨機關紙上に於て、ソ聯政府がその目標としたところのソ聯西北國境、特に人口三百五十萬を有するレニングラードの安全をそれによつて確保することが出来たとして歓迎し、又、政府機關紙もこの協定によりソ聯の國境防備の強化されたことは勿論であるが今後のソ芬兩國の親善關係發展に對し強固な基礎を

與へるものであると論じた。

ドイツ官邊では大満足の意味を表明し、今次の和平協定はフィンランドにとつても名譽ある平和であると稱し、ソ芬兩國間に流血の慘を見たことは遺憾であるけれどフィンランドが結局英國の救援の言葉に耳を藉さなかつたことは不幸中の幸ひであつたと述べてゐる。要するにドイツはソ芬戦争に對し、北歐に戰禍を擴大することを嫌ひ、英佛側の對芬援助を阻止するとともにスウェーデンの中立を維持せしめ、スウェーデンをしてフィンランドに和平を慫慂し且つソ芬講和に對し保障を與へたと傳へられてゐた程であり、ソ芬和平成立により北歐に於ける物資補給路の確保を圖り英佛に對する長期戰の態勢を強化するものと見られてゐる。

英佛側としては、對獨戦争にすべてを集中しようとしてゐるため、フィンランド問題でソ聯を正面の敵に立たせて全くドイツ陣營に追ひ込んでふことをさけるとともに、依然としてソ聯を英佛側に引込み得るゆとりを残すためにソ聯に對して強力な干渉を行はなかつたのであるとさへ傳へられてゐるが、ソ芬講和の成立に對して非常な不満を表明し

すでに講和の進行してゐるにもかゝらず飽くまでも對芬援助を繼續すると稱し、フランスではグラディエ内閣が對芬援助不徹底に對する非難を受けて政變を招くに至つたのである。

米國に於ては、その政界の一部ではフィンランドがソ聯の要求を容れたことは強盜の要求を容れたに等しいと極言する向もあり、一部ではソ芬今次の和平によつて米國が歐洲戰爭に捲き込まれる原因の一つが取り除かれたと稱してゐる。なほ、各國の新聞論調を綜合すれば、ソ芬戰爭の結末は英佛側の道義的敗北を意味し兩國の歐洲に於ける威信に極めて重大な影響を與へその結果北歐諸國は獨ソ陣營に接近すべく、ソ芬紛争の終了によりソ聯及び北歐諸國からもドイツへの物資供給が増大され、ドイツの經濟的地位も強化されるであらうと觀測してゐるものが多い。

北歐諸國の不安去らず

今次の和平に對しフィンランド國民一般は、現在の國際情勢及び自國の國力に鑑み、やむを得ずと觀念してはゐる

が、一方に於て非常な不満を抱きつゝありと傳へられ、和平協定の調印と同時にニューカネン國防相及びウーノ・ハンヌ文相が辭職したことはそれを端的に示したものと見られてゐる。しかもソ聯の對芬進出は今次の和平を以て終止されるものではなく、相ついで何らかの機會に於て進出をつゞけて來るであらうとの脅威を感じてをり、その反面に於て國內の強硬派は適當な機會を窺つて對ソ復讐を試み今次の屈辱を回復しようとする固い決意を抱いてゐるとさへ傳へられ、ソ芬兩國間の和平永續は多大に疑問視されてゐるのである。

且つ、英佛兩國は依然として北歐に實力干渉を行ふ決意のあることを示してをり、ドイツもそれに對抗してスウェーデン、ノールウェー兩國に對し何らかの措置を行ふものと見られ、北歐に對する不安は依然として去らないのである。しかも獨ソ兩國はソ芬間の和平により事實上北歐諸國をその勢力下に收め、ついでさらに獨伊樞軸を強化し、いはゆる和平體制をととのへてバルカンに進出すべしとも傳へられ、バルカンの事態が極めて重大視されるに至つたのである。

二千六百年史抄(ハ)

内閣情報部參與

菊池寛

建武中興

元寇は、日本の輝しき大勝に終つたが、その戰禍を甚だしく受けたものは、戰勝の殊勳者たる鎌倉幕府それ自身であつた。

文永弘安の兩役に於ける莫大なる戰費は、勿論、その前後に於ける邊海警備の費用、諸社寺に於ける祈禱に對する恩賞などで、鎌倉幕府の財政は、漸く窮乏を告ぐるに至つた。

それと同時に、幕府を窮地に陥れたことは、文永弘安の兩役に於ける戰功者に對する論功行賞の問題だつた。平家を滅した時は、平家方の土地を恩賞に與へることが出来たし、承久

の變に於ても、沒收された京方の土地を恩賞に與へることが出来た。が、元寇に於ては、その戦勝に依つて獲たる所は皆無であつた。しかも、幕府は、將士を勵まさんがために恩賞を約束してあつたのだから、戦後將士の恩賞を求むる者、引きも切らず、その訴訟は、二十年間も續いたと云はれてゐる。

幕府が、かうした難關に直面してゐた時、弘安七年北條時宗が三十四歳の壯年で世を去つたことは、北條氏の運命を決したやうなもので、その子貞時は凡庸、その孫高時は暗愚にして、一族の中の内訌相次ぎ、北條氏の衰運は、著るしいものがあつた。

宛もよし、京都では、第九十六代後醍醐天皇が、即位し給うた。御即位の當初は、後宇多法皇が、院政を聴かれてゐたが、元亨元年天皇に政を還し給うたので、天皇は御英明の資を以て、記録所を復し給ひ、絶えて久しき御親政の實を行ひ給ふことになつた。

天皇は、後の三房と云はれた萬里小路宣房、吉田定房、北畠親房の三名臣を初め、日野資朝、日野俊基等の英才を起用せられ、鋭意諸政を改め給うたので、中興の氣運勃々たるものがあつた。

しかも、北條氏が皇位繼承の問題にさへ、容喙することを憤らせ給うた天皇は、後鳥羽上皇の御志を繼ぎ、夙に、北條氏討滅の御計畫を廻らせられてゐた。

正中元年、その御計畫は、北條氏の探知するところとなり、資朝、俊基の公卿を始め、土岐頼兼、多治見國長などの犠牲者を出したが、天皇は隠忍してその時機を待たせられて居たが、嘉暦元年北條氏の皇位繼承に對する干渉露骨となるや、天皇の御決心いよく深く、北條氏討伐の御計畫は、正に一觸即發の域に達した。

所が、この御計畫が、意外にも三房の一人にして天皇の御親臣なる吉田定房に依つて幕府に密告されたのである。北條氏の大兵が、内裏を襲はんとするを聞召され、元弘元年八月二十四日、天皇は、俄に宮中を出でさせられ、ついで二十七日笠置山に御潜幸遊ばされたが、北條氏は、足利尊氏、金澤貞冬、大佛貞直等を將とし、大兵を以て笠置を襲つた。

楠木正成が、勅命に依つて驟起し、河内赤坂城に菊水の旗を翻したのは、この時である。太平記に依れば、天皇があん夢に依つて、正成の存在をお知りになつたとあるが、天皇も宋學に御造詣深く、正成も宋學を研究してゐたと云ふから、さうした因縁で、夙に正成の忠志を御存知であつたのではあるまいか。

正成は赤坂城に天皇を迎へ奉るべき準備をしてゐたが、笠置山の間道を知つた賊兵は、夜中山上に達し、火を放つて猛攻したので、笠置は遂に陥り、天皇は北條氏の手依つて、隠岐に遷され給うた。

笠置の陥る前、護良親王を迎へ奉つた楠木正成は、笠置陥落後も、關東の大軍を迎へて、奇計を以て之を悩ますこと二十日に及んだが、遂に孤掌鳴りがたきを知り、城に火を放つて、自殺と思はせ、護良親王を擁し一族郎黨を引きつれ、風雨に乗じて、姿を暗ました。焼死と信ぜられてゐた正成が、吉野に兵を擧げられた護良親王と呼應して、赤坂城を奪還したのは、元弘二年の四月であつた。正成は、更に金剛山に千早城を築いて、北條氏の大軍を馳せ悩ました。

千早、赤坂、吉野の中、赤坂、吉野は落ちたが、千早城のみは、金剛山に因んで、賊の大軍に圍まれながら、金剛不壞の姿を示した。

しかも、村上彦四郎義光の御身代りに依つて吉野を落ち給ひし、護良親王から諸國の武士に賜うた高時追討の令旨は、北條氏の無力に愛憎を盡かしてゐた諸國の武士に、有効適切に作用して、勤王の志を起すものが、相續いた。新田義貞、赤松則村、伊豫の土居、得能などがそれである。

この間、隱岐におはしました天皇は、名和長年のお迎へを受けさせられて、伯耆の船上山に行幸遊ばされた。

九州に於ては、菊池武時が、探題北條英時を襲つて、九州に於ける勤王の第一聲を擧げた。

中にも、播磨の赤松則村は、京都の手薄を知り六波羅探題を襲はんとしたので、鎌倉幕府は驚いて、足利尊氏、名越商家の兩將に、兵を率ゐて救援に上洛せしめた。足利尊氏は途中近江鏡の宿にて、密勅を蒙るや、之を秘して、何氣なく京都を通り、丹波に入つて、足利氏の所領たる篠村八幡宮前に於て、勤王の旗を擧げ、山陰道を上つてゐた千種忠顯の官軍と合して、六波羅を攻めて、之を滅した。

關東に於ても、北條氏の運命は盡きてゐた。先きに、千早の攻圍軍中であつて、護良親王の令旨を戴いて、東國へ歸つてゐた新田義貞は、義兵を起して鎌倉に攻め入り、北條氏一族を討滅した。時に元弘三年五月である。

此處に、源賴朝に依つて、始められた武家政治は、百五十年にして一旦滅び、輝しい天皇御親政の御世となつたのである。いはゆる建武中興がこれである。

《昭和十五年自四月一日至十月末日》

社團法人日本放送協會

使命を果たすラヂオ

報道に教養に慰安に

文部省推薦圖書——一般向——

◆分隊長の手記(棟田博著) 本書は昭和十二

年八月應召。赤坂部隊に屬して北支に轉戦し、同十三年五月戰傷歸還の身となつた著者種田伍長の戰線手記である。本書の何よりの特色は、戰線に於ける兵隊の日常生活を生々と描き出してゐるといふことである。聊かもよそ行らしいところがなく、極めて正直に、素朴に、赤裸々に、明快に寫實されてゐる。從來推薦された表裏の諸作に見ることの出来なかつた一面を表現した作品として優れたものである。(小説二五)

五郎、虎殿、三三〇錢、透利一〇錢、發行東京市神田區錦町一、四若小悅社、振替東京七三三番

◇幼児教育施設戸籍太郎者 次時代の國民教育の立場から見て幼児の保育問題は極めて重大であつて、家庭の保育は勿論幼稚園、託児所等の機關に付いてもその施設方法等に反省を加へる要あることを強調すると同時に、その進路を指示し且つ保姆の教養の向上延いては兩親再教育の問題など、理論と併せて多くの實例を擧げて説明してゐる。幼児教育に關係する母親、保姆等を啓蒙するところ多大である。(裁判三五頁 定例一頁)◇錢 資料 四錢 發行書市津田出版一ツ娘二五頁文館 振替東京五〇八番

一、身處國內

二年生のカンタラウといふ船頭の子の日常

生活を、文と數多くの繪でまとめた繪物語である。お父さんの出征、嵐、豫防注射、潜水服、クロガネ靴といった物語が春から秋の季節にわたつて書かれてある。カンタラウといふ少年の、朗かに明るい生活態度は、讀む供の心を明るくするものがある。繪も色彩も美しく健康な娯樂繪物語である。

（全冊刊行五六一） 定價九錢 送料九錢 發行東京市神町區有樂町東京朝日新聞社）

◇子ども図書館(塚原健三郎著) 本書は「子ども図書館」以下全部で二十七篇の著者の作品集である。いづれも兒童の現實生活から取材したので、最後の「あたらしい男児」のみは動物童話である。どこにも見られる一般家庭の子供の生活風景といつたものが、極く自然に描かれ、讀む子供達の生活的共感を呼び起すものがある。装幀紙質もよく印刷も鮮明で、挿繪一枚にも行き届いた注意が拂はれてゐる。小學校四年以上の兒童に與へたい良書である。四六判、五七頁、紙質、四五二錢、送料一〇錢、發行東京市豊島區九段五丁目中央會社、振替東京三三三四番。

週報	昭和十五年三月二十七日印刷發行 編輯者 內閣情報部 印刷者 東京市麹町區永田町 內閣總理大臣官舍內 發行所 內閣印刷局 東京市麹町區六本町	定價 一部 五錢(送料共) (外國郵便に依る地域に送料共一都十錢に依る地域は十錢の割合を以て前額を添へ即ち込み下す) ▲特大號の場合其の都府縣格送金より差額を要する	申請込所 內閣印刷局發行課 電話東京(內)三五〇一 振替東京九〇〇〇〇番 全國各地官報販賣所 東都書籍株式會社 東京市麹町區祇保町一三三 振替東京三三九〇〇番 各書店 驛賣店	御注意 ▲本誌より轉載の場合は必ず「週報新聞阿賀より轉載」との明記、且つ右行註を内閣情報部新聞編輯部宛に御送付願す ▲本誌記事の何れも轉載し或は複製しての複製記事に關する御注意を編輯部に關しての御意見も週報新聞阿賀に知らせ下され ▲本段を他へ移さるゝ場合は郵民一部五厘▲本誌へ廣告御希望の前は內閣印刷局へ
-----------	--	--	--	--

露光量違いにより重複撮影

報

昭和十一年十月一日第三種郵便物認可
昭和十五年三月二十七日
（毎週一回水曜日發行）

內閣印刷局印刷發行



貧血に
ヘミナール

新學說による増血劑

にシテ血其い
共點ガミゆ増やな
とるシタ凡い碑は
鐵すマビ、し墜とす。
機とにびり、著腸こま
有要之及あに胃るり
は必、ンて合し見居
ルをき、ゲし場はをて
一存置ス劑の現用れ
ナ共を才配症を作は
ミの點にを血用副言
へ銅重更B貧作他と

(粉末と鍍剤)

東京・窪町

三 共 株 式 會 社



(判[A5]格規定國はさき大の書本)